

## 令和5年度埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会議事録

- 1 日 時 令和5年9月11日（月） 午後6時45分～午後8時00分
- 2 会 場 Zoomによるオンライン会議
- 3 出席者 松本会長 登坂英明委員 木代委員 登坂薫委員 三戸岡委員 西本委員 板澤委員  
徳山委員 齊田委員 木村委員 武川委員 浅野委員 松中委員 根岸委員  
オブザーバー 保健体育課、さいたま市保育課

### 4 議 事

- (1) 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針の第8次埼玉県地域保健医療計画への位置付けについて
  - ア 第8次地域保健医療計画の施策体系案
  - イ 今後のアレルギー疾患対策（8次医療計画）の策定スケジュール
  - ウ 第8次計画策定調書（アレルギー疾患対策）本文案
  - エ 第8次埼玉県地域保健医療計画への位置付けに伴う記載更新点について
- 事務局から資料1-1～資料1-3に基づき説明。

#### 【協議内容】

武川委員 アレルギー疾患対策推進指針を地域保健医療計画に入れていただいたことは非常にありがたいと感じている。

第8次医療法改正において、アレルギー計画の位置付けがはっきりとしていなかったため、アレルギー疾患対策というものへの力点が入っているのか、本当にやる気があるのか、全国47都道府県を見て感じていた。

埼玉県が率先して、縦割りの行政などを超えた中で地域の医療を捉え、病気だけではなく、健康と介護、そして終末期医療まで考えたトータルでの政策というものを行っていくことが非常にありがたいと思う。

事務局 これまでは指針や構想という形で、アレルギー疾患対策推進指針が存在していた。今回、第8次地域保健医療計画へ位置付けられることになる。事務局としても、これまで以上にしっかり取り組んで参りたいと考えている。

松本会長 他にご意見、ご提案はございますか。

（委員より意見なし）

それでは事務局の提案を了承し、次の議題に移ります。

- (2) 令和4年度埼玉県アレルギー疾患対策事業について
  - ア アレルギー疾患相談窓口（電話相談）
  - イ 医療機関検索システム
  - ウ 県民情報提供及び人材育成に係る研修会
  - エ アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業
- 事務局から資料2に基づき説明。

【協議内容】

木村委員 保険適用の話が出たことに関連するが、エピペンの2本処方について問題が起きている子供たちがいる。医療機関を受診して1本は学校に、もう1本は本人が持参という形で持ちたい旨を相談した方がいるが、医師からは2本処方できないということで断られている案件がある。また、その医師はエピペンが学校の方に置いてあるのではないかとというような勘違いをしている状況。このような案件があった時に埼玉県アレルギー疾患相談室に相談するということが皆さん分かっていないので、もう少しわかりやすく周知されるといいかと思う。

お医者さんの中にも誤解をされていて、エピペンの処方が正しくされていないという状況があるので、そのようなところも周知をしていただければありがたい。

西本委員 確かに2本処方すると査定されることは結構あり、それで開業の先生は2本同時処方を渋る。「受診を2回してもらって1本ずつにしてください」というような指導はされることは私も把握している。しかし、ガイドラインでもハイリスクの患者さんに2本処方することは認めている。あとは低年齢だといたずらして誤使用するということはよくあり、現実的には学校で1本、自分で1本ということが必要になることもあるので、私は最近2本出すことが増えている。このあたりは、この会を通じて保険の査定をされる先生に2本処方されることがあるということを周知していただけると、改善されていくのではないかと思う。

松本会長 「生活管理指導表が保険適用されなかった。」という問題については私が動いて保険適用させた経緯があり、2回に渡り診療報酬改定を要望した。1回目ではなかなか難しく、2回目でやっと通った。これをせっかくやった立場からすると、理解していただけない医療機関が一部あるのは非常に残念なことだと思う。県医師会を通して、県が周知をしたと思うので、要件を満たせば保険適用できるということはだんだん広がっていくかと思う。そのあたりの理解を私達としても広めていくことが大事ななと思う。

西本委員 松本先生のご尽力で、平成20年からの悲願だった保険適用というのを達成していただけたことは、現場の正確な情報の把握や共有にすごくこれから役立っていくと思う。そして、どうしてなかなか現場の先生が書いてくれないかという、やはりすごく負担になるのだと思う。診断書の中でも記載項目が多いし、記載するにはアレルギーの専門の知識が必要になるので、書くのが大変なだけでなく、難しいのだと思う。ですから、これを地域で書いてもらうようにするためには、医師会を通じた医師向けの研修制度や、講習会の充実というのもしていけないかと思う。

保護者や保育所・学校職員向けの研修というのは、先ほど紹介があったようにたくさん定期的に毎年行われているから、正直言って専門外の医師よりも保護者や教員、職員の方が詳しいという残念な現実がある。医師の再教育や制度の周知という意味で、平成27年の導入時には私が色々と担当し、医師向けの研修会も開催したが、もう10年近く経つし、保険収載されたこともあるので、もう一度このような研修を医師向けにもやっていく時期ではないかと思う。

あともう一つをお願いしたいのが、先ほどの医療機関検索システムも始まって5年以上経っている。システム開始以降、新しくできた医療機関など、随分状況が変わっていると思う。163施設に対し更新調査ということだが、もう少し調査の対象を広げ、管理指導表を書かなかつたり、適当なものを書いたりするのではなく、私たち専門医にすぐ紹介できるような医療体制を作っていけばその問題も解決するのではないかと感じた。

松本会長 なかなか食物アレルギーの診断そのものが、多くの先生方にとって難しいことがある。自分で作成するのが大変であれば、情報提供書を作っていただいて専門の先生に紹介するというのも非常に良いかと思うので、その辺りの周知もお願いをしたいと思う。

先ほどの食物アレルギーのことであるが、若い方だけではなくて結構成人の方でも最近増えているように思う。西本委員このあたりはいかがか。

西本委員 その通りで、成人は小児とはまた異なるタイプの花粉症に伴うものや、経皮感作に伴うものなど難しいタイプがあるので、今回研修会で大人向けのことを入れていただいたらすごくよかったし、全国にも先駆けた取り組みだと思う。困っている方はたくさんいらっしゃるって、どこに受診したらいいかわからないという声は実際によく聞く。大人の食物アレルギーの診療の受け皿というのをこれから充実させていただけたらと思う。

### (3) 令和5年度埼玉県アレルギー疾患対策の取組について

ア アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業の周知について

イ 花粉症に関する情報提供について

ウ 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針改訂〔第2版〕の取組

エ 医療機関検索システムのアップデートについて（令和5年度）

オ 令和5年度県民情報提供及び人材育成に係る研修会予定

○ 事務局から資料3-1から資料3-5に基づき説明。

#### 【協議内容】

武川委員 花粉症について二つ確認したい。食物アレルギーとカバノキ科（花粉症）との交差反応という問題に関して情報が出ている。花粉症対策としてこの辺のところをきちんと明示し、先生方も困らないよう、患者の方でも迷わないようにしてほしい。どうも少し不確かな情報が蔓延している状況があるので、花粉症と食物アレルギーとの関係というものを明示していただきたい。

もう一つは重症喘息の方が花粉症を合併していることが多い。その辺との関係性もどこかに記述すると、先生方や患者の方もよくご理解しながら医療に取りかけられるのではと思うのでご見解をお願いしたい。

事務局 花粉症のホームページについては、アレルギーポータルで公開されている「アレルギー性鼻炎ガイド2021年版」から主に抜粋して作成した。ホームページは、適宜事務局で内容を改正することができる。細かい病態については専門の先生に内容を確認していただきながら、ホームページの更新は実施させていただきたいと考えている。

武川委員 難しいことではなく、昨日まで普通に食べられていたキウイが、ある日突然、いつものキ

ウイを食べて食物アレルギーが発生するということが最近増えている。そのような可能性があるという情報・知識があると、花粉症が原因なのかなと思えるのではないかな。普段の生活の食事でも、食べる量が増えたりすることなどにより、一度食物アレルギーが出てしまうとまた次も反応してしまう。このようなことが知識として普及したら良いと思う。

松本会長      ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

浅野委員      資料3-1の1ページ目、アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業の周知について、1点確認をしたいと思うので、担当課から確認させていただく。

さいたま市保育課      生活管理指導表に関する相談事業について、10月に改めて施設の方に周知をされるということだが、これはそれぞれの保育施設等に周知をされるのか、或いはホームページの方で周知をされるのか、そのあたりをもう一度説明いただきたい。

事務局      10月から11月を目途に生活管理指導表に関する相談事業の周知をさせていただくことについては、基本的に個別の施設に届くような形で周知を実施する予定である。つまり、ホームページに掲載するだけということではなく、保育所であれば、県少子政策課を通じて通知を出すなどの形で施設に直接周知が行き届くようにする予定である。

さいたま市保育課      さいたま市の保育施設にも県少子政策課から周知がいただけるということでしょうか。

事務局      県疾病対策課から直接さいたま市保育課に通知をお送りする。

木村委員      小児期に食物アレルギーがあり、適切な治療を受けられないまま高校生まで引きずってきている子供たちが、治療を受けたいという気持ちになった時、適切な医療機関に結びつく手だてがなかなかなくて苦労している。そういった人たちが検索システムの中から、うまく治療に結びつけられるような手だてが必要かと思うが、その辺のところは県として何か対策はするのか。

事務局      今実際に検索システムで食物アレルギーに対応できる医療機関を検索しようとすると、子供の食物アレルギーに対応できる医療機関しか検索できない状況になっている。大人の食物アレルギー対応する医療機関というのは、やはり経口負荷試験が保険適用になっていない関係もあり、なかなか数が多くないという状況があると思う。まだ検討段階ではあるが、拠点病院と今後調査の方向性を検討させていただき、来年度以降、大人の食物アレルギーに対応できる医療機関があるかどうか、調査できるかも含めて検討したいと思っている。

板澤委員      アレルギー拠点病院の埼玉医科大学小児科の板澤です。補足させていただくと、今お話があったように成人の食物アレルギーのこと、花粉症のこと、あと花粉症関連の食物アレルギーのこと、すごく話題になってきていると思う。拠点病院としては市民向けの公開講座でこの三つをなるべく取り上げ、お話する機会を増やすようにしている。一方で先ほど西本先生からもお話あったように、意外と医療関係者の方が、知識が不足しているという現実もあると思うので、そこをどのように底上げをしていくのかというのも課題だと思う。拠点病院のアレルギーセンター永田真教授が、成人の食物アレルギーに関してすごく重要視しているのので、来年度以降、ぜひ埼玉県と協力しながら動いていき

たいと思う。

松本会長 先ほど成人の食物アレルギーについて西本先生にお伺いしたが、確かに16歳未満までしか経口負荷試験は保険適用がなされていない。これも今、アレルギー学会の海老沢理事長も問題視していて、既に厚労省の方に要望が上がっているかと思う。これが上手くいくかどうかは私が答えるわけにはいかないが、そういった動きがあることはお伝えしておきたいと思う。いずれにしても、成人を扱う専門の先生方がどんどんもっと増えて、しかもそれがもう少し県民にわかりやすく周知されると良いと思う。

#### (4) その他

##### 【協議内容】

事務局 重ねて申し上げるが、令和6年度以降の調査については、拠点病院と調整の上、今後の協議会等でお示しさせていただきたいと思う。

松本会長 非常に積極的なご意見、或いは活発なご議論いただき本当に感謝申し上げます。皆様におかれては引き続きのご協力を賜るようお願いしたい。

#### 5 閉会

事務局 本協議会の次回は3月の実施を予定している。本日もご提案させていただいた地域保健医療計画と今後の調査の方向性等についてお示しをさせていただく。以上をもちまして、令和5年度埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会を閉会させていただきます。引き続き県のアレルギー疾患対策についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は皆様ありがとうございました。